

# 令和4年度「給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の変更通知書」の誤植について

لح

き

8月26日(金)発表

8月17日に区から個人住民税の特別徴収義務者である事業所へ、「令和4年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の変更通知書」を発送しました。その通知書の氏名等の一部(外字部分)に誤りがあったことが8月22日に判明しました。

誤った通知書を送付した事業所には、区からお詫びをするとともに、改めて正しい通知書を送付 しました。

通知書に誤りが生じたことを深くお詫びいたします。

今後、一層の注意を払い、課税業務に慎重を期して再発防止に努めてまいります。

#### 【概要】

8月17日に区から事業所宛てに発送した通知書(8月15日付け)について、氏名や事業所名の 漢字に誤りがあると複数の事業所から8月22日に連絡がありました。

区で調査したところ、受託事業者の事務処理に誤りがあり、通知書の「練馬区長名」・「納税義務者氏名」・「事業所名」の一部の漢字(外字部分\*)に誤りがあったことが判明しました。

〈誤植の件数〉 練馬区長名 全件(1,181名、2,002事業所)

納税義務者氏名 53件事業所名 1件

原因は、受託事業者が通知書へ課税データの内容を印字する際、区が提供した外字データを用いずに他の外字データを使用し、その後の印字確認においても誤りに気付かなかったことです。

誤りは氏名・事業所名の一部の漢字のみで、税額に誤りはありません。

なお、この通知書は、納税義務者の税額に変更があった場合や退職等の異動があった場合に定期的に送付するものです。今年度は通知書を既に 11 回送付していますが、これまでこのような誤りはありませんでした。

※外字…パソコンなどの文字入力ソフトに登録されていない文字で、区が独自に追加した文字

### 【対応】

誤った通知書を送付した 2,002 事業所に対して、区からお詫び文と正しい通知書を 8 月 26 日に 改めて送付しました。

### 【再発防止策】

受託事業者のチェック体制など業務プロセスにおける問題点を精査し、事務処理ミスが起きない体制を構築するよう、指導を徹底します。

## 【問い合わせ】

練馬区 税務課 区税調整係

電話 03-5984-1652